

公 売 参 加 の 手 引 き

公売に参加できる方

- 1 原則として公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。
ただし、滞納者及び入札等を制限されている者(国税徴収法第92条、第108条参照)は、公売に参加することができません。
- 2 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出してください。

公売保証金

- 1 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
なお、公売保証金の金額については、「公売財産明細書」をご参照ください。
- 2 公売保証金は、現金で納付してください。

入札

- 1 公売財産は、売却区分番号で特定します。
入札書には、この売却区分番号を記載してください。
なお、同一人が同一売却区分番号の公売財産について重複して2枚以上の入札書を提出した場合には、いずれも無効となります。
- 2 入札書に記載する住所(所在)は住民登録地(法人の場合は本店所在地)を、氏名(名称)は戸籍名(法人の場合は商業登記簿上の法人名及び代表取締役の氏名も併記)を記載してください。
- 3 記載事項を誤った場合には、訂正せずに新しい入札書に書き直して入札してください。
特に入札価額を訂正したものは、無効として取り扱います。
いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消をすることはできません。

開札

入札書は入札者の目前で開札します。

最高価申込者の決定

- 1 公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。
- 2 最高価額による入札者が2人以上ある場合(同額である場合)には、その入札者の間で追加入札を行って最高価申込者を決定しますが、追加入札をしてもなお入札価額が同じであるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
なお、追加入札の入札価額は当初の入札価額以上である必要があります。

次順位買受申込者の決定

- 1 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額(見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り)で入札した者から次順位による買受けの申込みがあった場合には、その入札者を次順位買受申込者として決定します。
- 2 次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者の決定を取消したとき等に限り、公売財産を買い受けることができます。

再度入札	
入札者がいないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行います。	
売却決定	
売却決定は、平成30年2月2日(金)午前11時に最高価申込者に対して行います。 なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、最高価申込者の決定を取消したとき等に行います。	
売却決定等の取消し	
1 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等には、これらの者に対する最高価申込者の決定又は次順位買受申込者の決定を取消します。 2 売却決定を受けた者が公売財産の買受代金を納付期限(平成30年2月2日(金)午後3時)までに納付しないときは、その売却決定を取消します。 3 売却決定に基づく買受代金の納付前に公売に係る市税等の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取消します。	
公売保証金の返還・帰属等	
1 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。 2 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。 3 市税等の完納により売却決定が取消された場合は、最高価申込者等が納付した公売保証金は返還します。 4 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取消された場合は、その者の納付した公売保証金はその公売に係る市税等に充て、なお残余があるときはこれを滞納者に交付します。 また、入札等を制限されている者が納付した公売保証金は、小郡市に帰属します。	
危険負担等	
危険負担	公売財産は買受代金を納付した時点で買受人に移転します。したがって、その後発生した財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は買受人が負います。
瑕疵担保責任	小郡市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
引渡条件等	小郡市は引渡義務を負いません。公売財産は、買受人が買受代金を納付した時点での状況で直接、前所有者から買受人に権利移転します。 したがって、動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退き等は、すべて買受人自身で行っていただきます。
その他	1 公売財産の権利移転に伴う登録免許税の費用は買受人の負担となります。 2 買受人は買受代金納付後、市長に対して「所有権移転登記請求書」に次の書類等を添えて提出してください。 (1) 買受人が個人の場合は住民票(抄本)、法人の場合は資格証明書 (2) 登録免許税相当額の収入印紙又は領収証書 (3) 郵便切手430円分(定型外120円+簡易書留310円) ※ 書類提出時は印鑑をご持参ください。